



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

上場会社名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード: 7021 東証第 2 部)
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 松井 慎一
(TEL. 03-5561-6200)

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

社外取締役 松本 誠、川崎 俊之
監査役 浦 一昭、高橋 耕司、曾根 康雄

2. 責任限定契約の締結日

平成 29 年 6 月 29 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成29年5月12日付「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、取締役及び監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する定款一部変更議案を、本日開催の当社第92回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役及び監査役との間で契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

当社定款

第 28 条第 2 項（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第36条第2項（監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上